



2020年2月10日

各 位

会社名 株式会社エスライン
代表者名 代表取締役社長 山口 嘉彦
(コード番号：9078 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役副社長 村瀬 博三
(TEL 058-245-3131)

株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、2019年11月7日付で当社の子会社である株式会社エスラインギフ（以下「エスラインギフ」といいます。）が「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関して、みずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを公表いたしました。本日開催の取締役会において、本信託の設定時期、当初信託する金額等の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

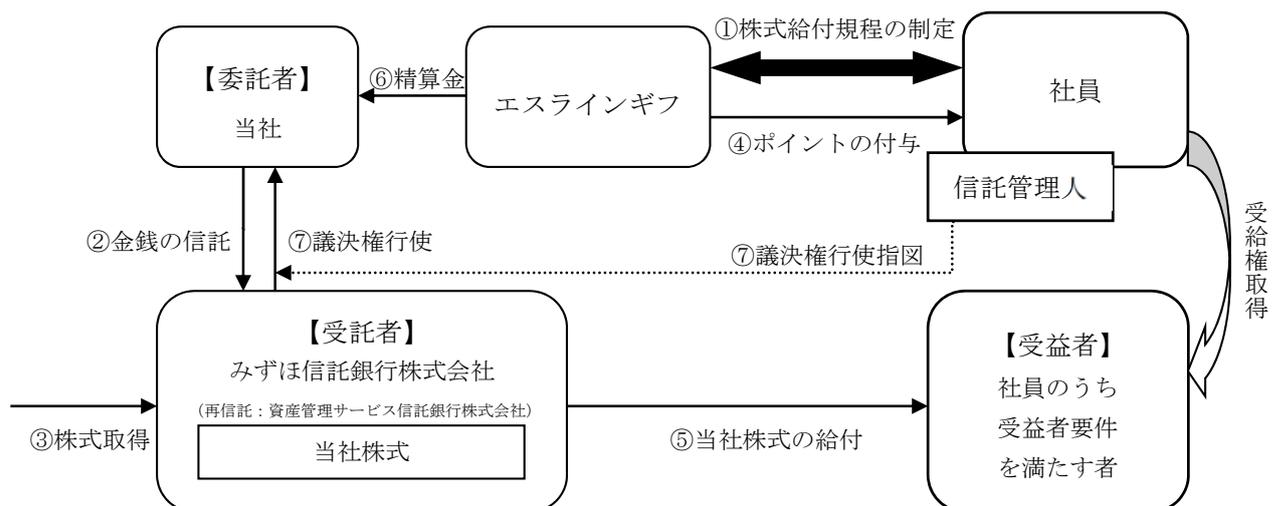
なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式191,349株（2019年9月末日現在）のうち73,500株（76,807,500円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たる、みずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）へ一括して処分することを、同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : エスラインギフの社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : エスラインギフの社員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2020年2月25日（予定）
- (8) 金銭を信託する日 : 2020年2月25日（予定）
- (9) 信託の期間 : 2020年2月25日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<本制度の仕組み>



- ① エスラインギフは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づきエスラインギフの社員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ エスラインギフは、「株式給付規程」に基づき社員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、エスラインギフの社員のうち「株式給付規程」に定める受益者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
- ⑥ エスラインギフは、当社に対して、エスラインギフの社員が当社株式の給付を受けた後、その精算金を支払います。
- ⑦ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

以 上